

## 取消処分者講習の実施に関する規則

### (趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）の実施については、法、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (実施機関)

第2条 取消処分者講習は、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は法第108条の4の規定により公安委員会が指定した者（以下「指定講習機関」という。）が実施するものとする。

### (指導員の要件)

第3条 公安委員会が実施する取消処分者講習において指導に従事する者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 長崎県警察本部長から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者
- (2) 講習に使用する自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けている者
- (3) 運転適性検査等の実務経験が豊富である者
- (4) 人格及び識見がともに優れている者
- (5) 飲酒運転を理由とする運転免許の拒否若しくは取消し又は自動車等の運転の禁止を受けた者等を対象とする講習（以下「飲酒取消講習」という。）を実施する場合において、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②又はディスカッション指導の各項目を行うときは、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けている者
- (6) 飲酒取消講習以外の講習（以下「一般取消講習」という。）を実施する場合において、ディスカッション指導の講習科目を行うときは、交通心理学の専門家等による教養を受けている者

2 指定講習機関が実施する取消処分者講習において指導に従事する者は、前項第5号及び第6号並びに指定講習機関に関する規則第5条各号の要件に該当する者でなければならない。

### (受講の申出等)

第4条 施行細則第48条の規定による取消処分者講習の受講の申出並びに講習の日時及び場所の通知にあつては別記様式第1号の取消処分者講習予約申出書・講習通知書を、公安委員会への受講の申請にあつては別記様式第2号の取消処分者講習受講申請書（公安委員会用）を、指定講習機関への受講の申請にあつては別記様式第3号の取消処分者講習受講申請書（指定講習機関用）をそれぞれ提出して行うものとする。

(終了証明書の交付)

第5条 公安委員会及び指定講習機関は、取消処分者講習を終了した者に対し、別記様式第4号の取消処分者講習終了証明書を交付するものとする。

(細目の委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、取消処分者講習の実施に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年長崎県公安委員会規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

この規則は、令和2年12月4日から施行する。

附 則 (令和3年長崎県公安委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年長崎県公安委員会規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

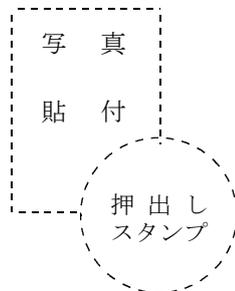
2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

取消処分者講習予約申出書		
年 月 日		
長崎県公安委員会 殿		
講習予約 申出者	本籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	電話番号	○自宅 ○携帯電話
	講習種別	①四輪車（準中型・普通） ②二輪車（普自二・原付）
	仮免許	有 ・ 無
講習通知書 殿		
行政処分 歴等	処分種別	○取消し等（取消し・拒否・運転禁止） ○準取消し等（取消し・運転禁止）
	処分月日(期間)	年 月 日から（ 年）
	処分理由	○交通事故（死亡・重傷・軽傷） ○無免許 ○飲酒 ○速度 ○その他 ○データなし
	欠格期間	年 月 日から 年 月 日まで
	前歴等	前歴 回 累積点数 点
	講習種別	飲酒取消講習 ・ 一般取消講習
受付	第1日目の午前8時45分から午前8時55分までの間に行います。	
講習日時	第1日目	月 日（ 曜）9：00～17：00
	第2日目	月 日（ 曜）9：00～16：00
講習場所 (受付)	① 運転免許管理課 大村市古賀島町533番地5（電話 0957-53-2128） ② 指定講習機関 自動車学校 市・郡 町 電話	
講習日に 持参するもの等	1 取消処分者講習予約申出書・講習通知書（本書面） 2 本籍(外国人の方にあつては、国籍。以下同じ。)記載の住民票の写し又は その他本籍、住所、氏名及び生年月日が確認できる書類（仮運転免許証等） 3 写真2葉（講習前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景、 縦3センチメートル、横2.4センチメートル） 4 筆記用具 5 受講料（ 円） 6 その他（別途指示されたもの） ○ 四輪車の場合 運転のできる服装及び靴並びに仮運転免許証（仮免許を 取得した者に限る。） ○ 二輪車の場合 ヘルメット、手袋並びに二輪運転に適した長袖服及び靴	
注意事項	○ 酒気を帯びての受講は、できません。 ○ 講習終了後であっても、一定の病気等を理由として運転免許の取得がで きない場合がありますので、不安がある方は、受講前に運転免許管理課に 御相談ください。	
取扱部署	運転免許管理課 警察署	取扱者



<h2 style="margin: 0;">取消処分者講習受講申請書（指定講習機関用）</h2>			
指定講習機関名 管 理 者 名		年 月 日 殿	
氏 名		生年月日	年 月 日生
本 籍			
住 所	長崎県 市郡 町		
免許欠格期間 満了の日	年 月 日		
取消し前に取得して いた免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 中 自 自 ん 型 型 通 特 ん 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二		
交付公安委員会	公安委員会		
希望する講習の車種	四 輪 二 輪 原 付		
講習日	年 月 日 年 月 日	講習場所	指 定 講 習 機 関 ( )
備 考			

第 号



## 取消処分者講習終了証明書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

長崎県公安委員会  
又は  
指定講習機関名  
管理者名

印